

災害時に備えてストマ用装具をお預かりしています

災害時に備えて、市役所甚目寺庁舎2階において、ストマ用装具をお預かりしています。

対象 市内に居住する身体障害者手帳をお持ちの方で、ストマ用装具を使用されている方

保管物品 個人が使用する、おむね10日間分のストマ用装具

保管期間 1年6か月

申込方法 身体障害者手帳、ストマ用装具、各自で用意した保管箱(35cm×25cm×20cm以内の大きさ)を持参し、社会福祉課障害福祉係の窓口までお越しください。

※本人以外の方が窓口にみえる際には、代理の方の本人確認できるもの(運転免許証等)と一緒に本人の身体障害者手帳を提示してください。

問合先
社会福祉課

☎ 444・3135
FAX 443・3555

ヘルプマークを配布しています

義足や人工関節を使用してい

る方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方等、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる」とで、援助を得やすくなるよう「ヘルプマーク」を作成し、配布しています。

この「ヘルプマーク」はストラップを使用して、鞄等に着けることができるます。また、附属物としてシールが付いているので、必要な支援をシールに記載し、マークの裏面に貼付することができます。「ヘルプマーク」を身に着けた方を見かけた場合は、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等の配慮をお願いします。

日時 8月15日(日) 午後3時～
会場 美和文化会館多目的ホール

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般の方のご参加はお断りさせていただきます。

※新型コロナウイルスの感染状況等によりて、実施を取りやめる場合があります。

問合先
社会福祉課

☎ 444・3135
FAX 443・3555

配布方法 対象者、またはその家族等の代理人からの□頭申請により、お1人につき1個配布します。

※障害者手帳等の提示や申請書の提出は不要です。

問合先
社会福祉課

☎ 444・3135
FAX 443・3555

戸籍・届出



住民票の写し等の第三者交付にかかる「本人通知制度のご案内」

市では不正請求や不正取得による個人の権利の侵害防止を図ることを目的として、本人通知制度を実施しています。

事前登録した方の住民票の写し、戸籍謄本などを本人の代理人や第三者による請求に基づいて交付したと

き、事前登録した方へ交付した事実をお知らせする制度です。(国、または地方公共団体の機関を除く)なお、証明書を交付した第三者などの個人に関する情報はお知らせ、証明はされません。

登録窓口 市民課(甚目寺庁舎)、七宝・美和市民サービスセンター

登録できる方

・市に住民登録されている方(平成26年6月19日以前に転出された方は登録できません)

・市に本籍がある方、または、本籍が過去にあった方

※死亡された方は対象となりません。

登録に必要なもの

本人確認書類(自動車運転免許証、または妊娠初期の方をはじめ、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方

登録する本人がお越しになる場合

本人確認書類(自動車運転免許証、

旅券、個人番号カードなどが必要です。

代理人がお越しになる場合

委任状と代理人本人確認書類、登録希望者の本人確認書類(コピー)が必要です。

法定代理人がお越しになる場合

戸籍謄本など関係を証明する書類と法定代理人の本人確認書類が必要です。

問合先 市民課

TEL 444-3167
FAX 443-3555



環境・衛生



狂犬病予防注射の接種をお願いします

狂犬病予防法により、飼い主は犬に狂犬病予防注射を受けさせる義務があります。

市では例年、4・5月に集合注射を実施しておりますが、令和3年度についても新型コロナウイルス感染症の拡大防止と、「来場者のみなさまの健康、安全を第一に考慮して、中止とさせていただきました。参加を予定されていた方々には、多大なる迷惑をおかけいたしました。」

令和3年度の狂犬病予防注射の実施時期については、狂犬病予防法施行規則の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の発生または、まん延の影響によるやむを得ない事情により、期間である令和3年4月1日(木)から令和3年6月30日(水)までに狂犬病予防注射を受けさせることができなかつた飼い主は、令和3年12月31日(金)までに予防注射の接種をした場合、期間内に注射を受けさせたものとみなすことになりました。

この改正は、狂犬病予防注射の接種自体を不要とするものではありません。

せんので、感染の拡大状況を注視しながら、令和3年12月31日(金)までに接種をされるようお願いします。

- 市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「相談ください」
- 市の事業系一般廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「相談ください」

事業所から出るごみの処分方法

「常利、非常利の目的にかかわらず、一般家庭以外の全事業者による事業活動に伴つて排出されるごみは、家庭糸じみ収集には出せません。」

事業所からのごみには、以下の2種類があります。

① 産業廃棄物

関係法令規定の20種類があります。
● 販売店舗等、取扱い業者へ処分を「相談ください」。

● 県の産業廃棄物収集運搬許可業者へ処分を「相談ください」。

● 産業廃棄物以外の紙くず、繊維くず、木くず、生ごみ(いすれもリサイクルできないごみ)

問合先 環境衛生課

TEL 444-3132
FAX 443-3555

Web <https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/recycle/gomi/1002379.html>

※「リサイクルできないごみ」は、廃棄物再生事業者へ処分を「相談ください」。

問合先 環境衛生課

TEL 444-3132
FAX 443-3555

